

県政経営会議資料
平成20年(2008年)8月5日
経営企画室・人事課・自治振興課

総合地方機関のあり方について (論点整理)(案)

概要版

平成20年8月

滋賀県

1 振興局、地域振興局および県事務所の現状

- (1) 「県庁の分権化を進め、地域のことは地域で責任を持って、機動的、総合的に対応する」ことを目指し、平成13年4月に6つの地域振興局を設置
- (2) 地域振興局の主な機能
 - ・地域経営機能 各地域振興局の圏域の一体的、総合的發展を図るため、圏域内の総合的な地域経営を行う機能
 - ・総合調整機能 部局横断的、機動的な対応を行うため、組織を地域振興局として一体化し、強化された機能
 - ・市町への支援機能 圏域内の市町の行財政システムの構築の支援、政策立案の補完および助言の機能ならびに市町合併の推進の支援機能。
 - ・サービス提供機能
 - ・危機管理機能
- (3) 平成17年4月の再編
市町村合併により、甲賀および湖西の地域振興局を甲賀と高島の県事務所に再編

2 総合地方機関の見直しの背景

- (1) 分権型社会における県と市町の役割分担の明確化
 - ・市町優先の原則、近接および補完性の原理
 - ・市町は身近な基礎自治体として住民の日常生活に直結する仕事を総合的に処理
 - ・県は広域の自治体として広域的、専門的な行政サービスの提供を担い、必要に応じて市町を補完する。
- (2) 市町村合併の進展
地域振興局設置の当時に比較し、大幅に市町村合併が進展し、市町の行政区域や財政的、人的規模が拡大強化され、基礎自治体として行政能力が一段と向上
- (3) 県から市町への権限の移譲
 - ・法律レベルにおいても、今後、県から市町へ権限を移譲することを検討
 - ・県独自で、更に市町に権限を移譲することを検討することが必要
- (4) 県の組織の見直し
県の果たすべき機能を将来にわたり担っていくため、人員削減を進め、スリムでコンパクトな体制を構築するとともに、迅速で効率的な事務執行に徹することが必要

以上の背景を踏まえ、「新しい行政改革の方針」に基づき総合地方機関の見直しを実施

3 総合地方機関としての機能について

- (1) 部局間の総合調整機能について
本庁各部の意向に従い執行される事業が関係する場合は振興局等での調整には限界があったが、地域で対応できる課題については管内の調整機能は向上し成果も出せた。
- (2) 圏域振興機能について
圏域の総合的な地域振興プランを作成し、展開したということ自体は評価できるが、プランの実施については予算、権限が限定され総合的な地域経営には至らなかった。

(3) 地域課題の解決、まちづくり機能について

地域予算による圏域振興事業は、予算、内容が限定的で、スポット的事業とならざるを得なかった面はあるが、所期の成果が上げられ、市町・住民の主体的取組へとつながった。

- ・一定の限界はあったが、圏域振興プランを作成し、振興策を展開するとともに、地域予算による圏域振興事業の実施により地域課題の解決等に寄与してきており、これらの展開が、市町、住民等へと受け継がれ、その主体的取組へとつながった。
- ・振興局等の市町村合併の支援の機能により、県内の市町村合併も大幅に進展し、着実に基礎自治体としての能力を備えつつある。その点では、振興局等はその使命を果たし、地域の総合経営機能は市町が担うべきものとなってきている。

4 総合地方機関の見直しの基本的な視点

(1) 分権社会の実現に向けた見直しー総合化から専門化へー

市町優先の原則を踏まえた見直し

市町を包括する広域自治体としての県の役割を發揮できる見直し

小規模町等への支援機能も考慮した見直し

地方分権改革推進委員会、地方制度調査会の議論を見据えた見直し

(2) スリムで効率的な組織体制に向けた見直し

(3) 県民の視点からの見直し

5 総合地方機関の見直しの検討項目

(1) 総合地方機関としての機能のあり方

ア 圏域における総合的な地域経営の機能のあり方

- ・市町優先の原則、近接補完の原則からも市町の役割として考えるべき。
- ・市町の意見では、振興局等に圏域での総合的な地域経営体としての機能を強く期待し、ビジョンを示すなどのリーダーシップの發揮が求められている。
- ・基礎自治体としての行財政能力を備えた市の区域では、基本的方向に従い見直す
が、小規模町等については、過渡期的に県が支援をするなど地域の実情を踏まえた弾力的な対応が必要

イ 現地における部門間の調整の機能のあり方

- ・地域振興局設置当時の理念と同レベルの総合調整機能を今後も地方機関に求める
ならば、現在の局長をトップとする総合地方機関のような体制が必要
- ・しかし、現在の事業執行の仕組み等を踏まえれば、総合的な部門間の調整は本庁
で担い、地方ではある程度の連絡調整、情報の共有化という機能を求めることが
妥当とも考えられ、単独機関化して調整会議等で担保する方法もありうる。

ウ 市町の行財政運営への助言、市町の行政サービス向上に対する支援のあり方

- ・最終的には市町の行財政運営は市町の自律的な考えに従いなされるものだが、当
面は県としても支援することが必要。ただし、内容が高度化、専門化しているこ
とから、本庁での対応も検討を要する。

- ・合併支援は、少なくとも合併新法の期限までは現状を維持する等の対応が必要
- ・市町の行政サービス向上に対する支援については、専門化、高度化する市町の業務に対して、県は職員派遣、市町の人材育成等の支援を充実することを検討

エ 危機管理機能あり方について

- ・単独機関化した場合でも、中心となる機関を置くことで対応が可能。
- ・各部局所管事案の場合、事案により担当機関が異なり迅速かつ総合的な対応が懸念されることから、実効性のある危機管理体制の構築を検討することが必要
- ・危機管理の現場のエリアを広域化することには情報収集、初期対応に時間が必要となるなど問題が多い。

オ 行政サービス提供機能のあり方

- ・サービス提供については、現地で行う必要があり、危機管理の面からも、現地事務所としての機能は存置することが基本
- ・県の広域的・専門的な役割を果たすため、各行政分野での専門性の向上が必要
- ・ただし、効率的な行政運営とともに一層のスリム化が必要である。
- ・こうしたことから、行政需要、行政客体の状況により集中化、拠点化あるいは単独機関化など、行政分野ごとに最適な行政サービスの提供体制とすることが必要

(2) 総合地方機関の組織のあり方

- ・現在の形態は、総合調整機能および危機管理機能については有効に機能を発揮する場面もあるが、必ずしも総合地方機関の形態でなければならないものではない。
- ・行政サービス提供機能では、行政分野ごとに課題や行政客体が異なることから、専門性の確保やサービス提供の最適な方法も異なり、現在のような総合地方機関の形態は、見直しを図らざるを得ない。
- ・総合地方機関の形態にとらわれず、行政分野ごとのサービス提供の形態を構築しつつ、総合調整機能、危機管理機能を発揮できる体制や仕組みを検討することが必要

(3) 各行政分野のサービス提供区域のあり方

行政サービスを効率的・効果的に提供するため、行政分野ごとに地域の行政ニーズや行政客体を十分踏まえ、単独機関化も視野に入れながら各サービス提供区域を見直すことが必要